

## 政策評価調書（個別票1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名		青少年の健全育成				
評価方式	実績	政策目標の達成度合い		(モニタリング)	番号	8
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額	
予算 の 状 況	当 初 予 算 ( 千 円 )	9,482,332	9,461,865	9,505,892	9,511,661	9,463,681
		ほか復興庁一括計上分 0	ほか復興庁一括計上分 324,468	ほか復興庁一括計上分 0	ほか復興庁一括計上分 0	ほか復興庁一括計上分 0
		<0>		<0>	<0>	<0>
		ほか復興庁一括計上分<0>	ほか復興庁一括計上分<0>	ほか復興庁一括計上分<0>	ほか復興庁一括計上分<0>	ほか復興庁一括計上分<0>
	補 正 予 算 ( 千 円 )	320,780	1,077,766	0	0	
		ほか復興庁一括計上分 0	ほか復興庁一括計上分 0	ほか復興庁一括計上分 0	ほか復興庁一括計上分 0	
		<0>	<0>	<0>	<0>	
		ほか復興庁一括計上分<0>	ほか復興庁一括計上分<0>	ほか復興庁一括計上分<0>	ほか復興庁一括計上分<0>	
	繰 越 し 等 ( 千 円 )	△ 251,884	△ 752,513	1,073,293		
		ほか復興庁一括計上分 0	ほか復興庁一括計上分 0	ほか復興庁一括計上分 0		
		<0>	<0>	<0>		
		ほか復興庁一括計上分<0>	ほか復興庁一括計上分<0>	ほか復興庁一括計上分<0>		
計 (千円)	9,551,228	9,787,118	10,579,185			
	ほか復興庁一括計上分 0	ほか復興庁一括計上分 324,468	ほか復興庁一括計上分 0			
	<0>	<0>	<0>			
	ほか復興庁一括計上分<0>	ほか復興庁一括計上分<0>	ほか復興庁一括計上分<0>			
執行額 (千円)	9,523,093	9,742,490	10,516,967			
	ほか復興庁一括計上分 0	ほか復興庁一括計上分 324,205	ほか復興庁一括計上分 0			
	<0>	<0>	<0>			
	ほか復興庁一括計上分<0>	ほか復興庁一括計上分<0>	ほか復興庁一括計上分<0>			
政策評価結果の概算要求への反映状況	「平成25年度文部科学省実績評価書」の「施策目標に関する評価結果」のうち「次期目標・今後の施策等への反映の方向性」欄のとおり。 ※平成28、27年度においてはモニタリングのみを実施していることから、平成26年度に実施した実績評価に基づき記入している。					

政策評価調書（個別票2）

政策名		青少年の健全育成				番号	8		(千円)	
		予 算 科 目				予 算 額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額				
対応表において●となっているもの	●	1	一般	文部科学本省	初等中等教育等振興費	青少年の健全育成に必要な経費	297,793	277,841		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						297,793 の内数	277,841 の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	文部科学本省	独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金に必要な経費	9,029,353	9,097,073		
	◆	2	一般	文部科学本省	独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費	独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備に必要な経費	184,515	88,767		
	◆	3								
	◆	4								
	小計						9,213,868 の内数	9,185,840 の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	
	○	2					<	>	<	
	○	3					<	>	<	
	○	4					<	>	<	
	小計							の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	
	◇	2					<	>	<	
	◇	3					<	>	<	
	◇	4					<	>	<	
	小計							の内数	の内数	
合計						9,511,661 の内数	9,463,681 の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	青少年の健全育成				番号	8	(千円)
事務事業名	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
		28年度当初予算額	29年度概算要求額	増△減額			
合計							

## 平成 27 年度実施施策に係る事前分析表

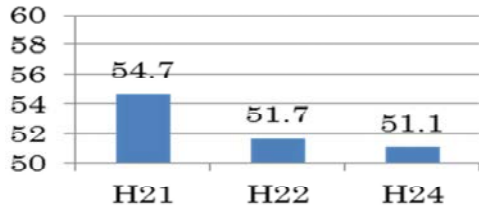
(文部科学省 27-2-3)

施策名	青少年の健全育成
施策の概要	青少年が抱える現代的な課題を踏まえ、主体性や規範意識を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や国際交流、青少年を取り巻く有害環境対策、子供の読書活動等を推進する。

達成目標 1	青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が多様な体験活動を経験できる体制を整備し、体験活動の機会が増加する。						
達成目標 1 の設定根拠	中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」(平成 25 年 1 月)において、子供の頃の体験が豊富な人ほど、規範意識・人間関係能力・文化的な作法や教養・意欲関心等が高い傾向にあること等を踏まえ、人づくりの「原点」である体験活動の機会を社会総ぐるみで意図的・計画的に創出し、青少年の体験活動の機会を増加させる必要がある。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供(小学 1 年生～6 年生)の割合(対前年度比)	61.0%	-3.0% (51.7%) ※21 年度比	— ※隔年実施	-0.6% (51.1%) ※22 年度比	— ※隔年実施	集計中	前年同～ 10%増
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	目標値の設定根拠	参考指標②のとおり、学校内での体験活動の機会は確保されているため、学校外での体験活動への参加が一層重要となる。					
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みに参加した青少年の数の増加	12 人	—	—	12 人	71 人	149 人	300 人
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	目標値の設定根拠	若者が体験活動にチャレンジしやすい仕組みを構築するため体験活動を行うことが社会から評価されることが必要である。					
参考指標	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①「子どもゆめ基金」事業への応募(採択件数)	2,831 件 (2,183 件)	2,833 件 (2,218 件)	2,442 件 (2,068 件)	4,372 件 (3,501 件)	4,665 件 (3,433 件)	4,646 件 (3,517 件)	5,135 件 (4,595 件)
②宿泊を伴う体験活動を実施している公立小学校の割合(%)	—	—	90.3%	91.9%	93.7%	93.7%	—

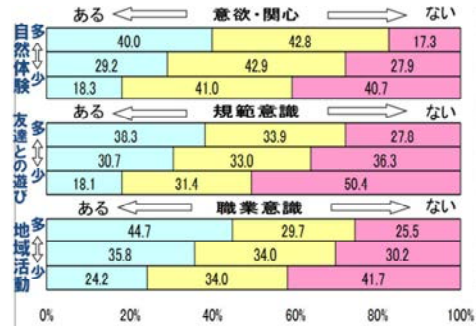
施策・指標に関するグラフ・図等

(成果指標)  
学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供（小学1年生～6年生）の割合（％）



出典：独立行政法人国立青少年教育振興機構  
「青少年の体験活動等に関する実態調査」

(参考) 体験活動の効果



出典：独立行政法人国立青少年教育振興機構  
「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」

達成手段  
(事業)

名称 (開始年度)	平成 27 年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
体験活動推進プロジェクト等の充実 (平成 23 年度)	51	0066
国立青少年教育施設の在り方検討経費 (平成 23 年度)	6.5	0068
独立行政法人国立青少年教育振興機構 運営費交付金に必要な経費 (平成 18 年度)	9,029	0071
独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設整備に必要な経費 (平成 18 年度)	1,073	0072
平成 26 年度評価書 からの変更点	-	

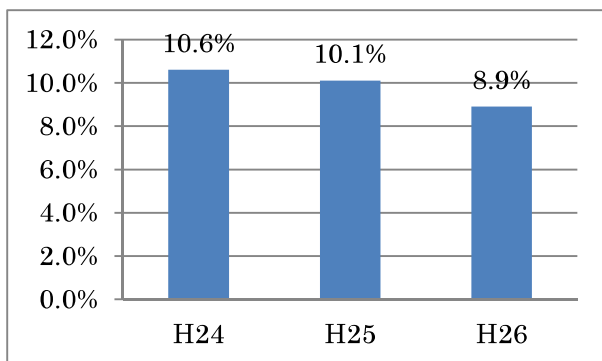
達成目標 2	国際化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していく意識が高まる。						
達成目標 2 の 設定根拠	国際化が進展する中、中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」（平成 25 年 1 月）において若者の「内向き志向」が指摘されていること等を踏まえ、青少年に対して国際交流体験の機会を提供し、国際的な視野を広げることが必要である。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①事業に参加し交流を行った日本の青少年の外向き志向 ※ (0,1,2,3,の 4 段階評価平均値) の増加率	10.6%	-	-	10.6%	10.1%	8.9%	0 より上 ~10%
	年度ごとの 目標値	-	-	-	-	-	
目標値の 設定根拠	国際化が進展する中、青少年に対して国際交流体験の機会を提供し、国際的な視野を広げることが必要である。 ※本成果指標における「外向き志向」は、「世界に貢献したい」、「外国の人との交流を通して自分の可能性を広げたい」、「交流した外国の人と将来もつながりを持ちたい」という質問に対する回答状況を指すものである。						

活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値						目標値
	19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
①事業に参加し交流を行った日本の青少年及び青少年指導者数	122人	129人	647人	851人	951人	1,523人	対前年度増	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	目標値の設定根拠	本事業の成果を広く波及させるために、事業に参加した日本の青少年及び青少年指導者を増やすことが必要である。						
②青少年や青少年指導者に国際交流の機会を提供する事業数	8	8	15	15	15	14	同数以上	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	目標値の設定根拠	国際化に対応するため、青少年や青少年指導者に国際交流の機会を提供する事業が必要である。						
参考指標	日本	ドイツ	スウェーデン	英国	アメリカ	フランス	韓国	
①「国際的な視野」を身に付けていると思うと答えた各国の割合(平成25年度)	24.3%	69.6%	61.0%	56.5%	49.3%	35.9%	34.1%	

施策・指標に関するグラフ・図等

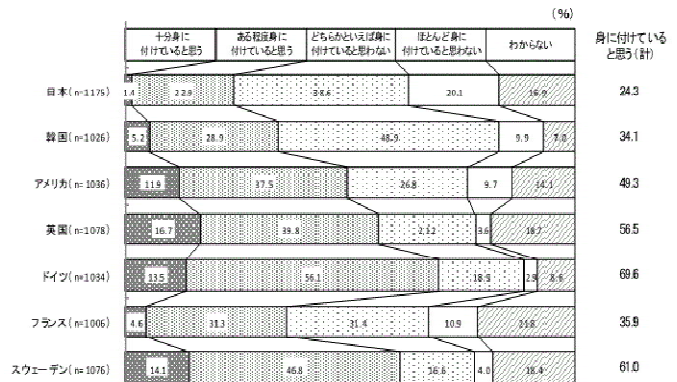
(成果指標)

事業に参加し交流を行った日本の青少年の外向き志向(0,1,2,3,の4段階評価平均値)の増加率



(参考指標)

「国際的な視野」を身に付けていると思うと答えた各国の割合(H25)



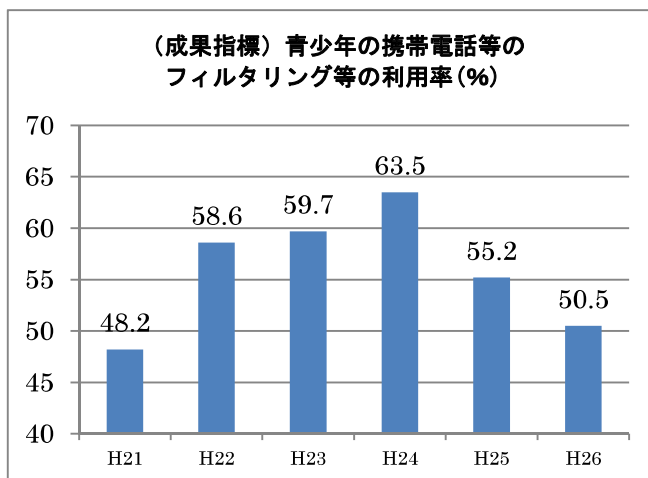
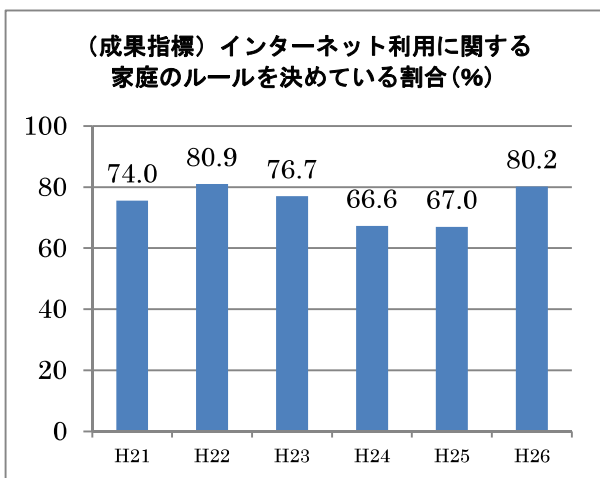
出典：文部科学省委託事業における参加者アンケートから作成

達成手段  
(事業)

名称 (開始年度)	平成27年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
青少年の国際交流の推進 (平成14年度)	338	0067
平成26年度評価書 からの変更点	○達成目標3から達成目標2に変更。	

達成目標 3	平成 21 年 4 月 1 日より施行されている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（内閣府、総務省、経済産業省共管）を踏まえ、青少年が携帯電話等をめぐる有害環境から守られる。						
達成目標 3 の 設定根拠	スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムや、有害サイトを通じた犯罪等が問題となっていることを踏まえ、法（※）に基づく基本計画の「保護者が青少年インターネット利用を適切に管理できるようにするための普及啓発活動の実施」という基本的な方針等に基づき、内閣府、総務省、経済産業省等の関係府省庁と連携しつつ、文科省ではフィルタリング利用の徹底や家庭におけるルールづくりの推奨を含めた保護者への普及啓発等を通じて、青少年がインターネットを適切に利用できるようにすることとしている。 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号）						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①インターネット利用に関する家庭のルールを決めている割合	74.0%	80.9%	76.7%	66.6%	67.0%	80.2%	対前年度増
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	青少年が適切にインターネット等を利用するために、法と基本計画等では家庭におけるルールづくりを推奨している。 ※上記の内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」については、平成 26 年度調査から調査方法等を変更したため、平成 25 年度以前の調査結果との直接比較は不可。					
②青少年の携帯電話等のフィルタリング等の利用率	48.2%	59.6%	59.7%	63.5%	55.2%	53.7%	対前年度増
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	青少年が適切に携帯電話等を利用するために、法と基本計画等ではフィルタリングの徹底を推奨している。 ※上記の内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」については、平成 26 年度調査から調査方法等を変更したため、平成 25 年度以前の調査結果との直接比較は不可。					
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	28 年度
①青少年の有害環境対策における全国の普及啓発事業の累計実施数（か所）	25 か所	29 か所	32 か所	35 か所	37 か所	41 か所	47 か所
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	法と基本計画等で定められているように、家庭でのルールづくりやフィルタリングの利用等を保護者に対して普及啓発する必要があるため、全都道府県で実施することを目標とする。					
参考指標	—	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	—	—
①携帯電話・スマートフォンの所有者のうちスマートフォンを所有する割合	—	(小学校)0.0% (中学校)2.6% (高等学校)3.9%	(小学校)0.0% (中学校)5.4% (高等学校)7.2%	(小学校)7.6% (中学校)25.3% (高等学校)55.9%	(小学校)13.6% (中学校)47.4% (高等学校)82.8%	—	—
②施策の推進を阻害する外部要因	○スマートフォンの所有率が年々増加。 ○スマートフォンは従来型の携帯電話より高機能化しており、フィルタリング設定方法が複雑。 ○フィルタリング等の必要性や設定方法等に関する保護者への説明等について、販売店の適切な対応がスマートフォンの急速な普及に追いついていない状況。 ※上記参考指標については、内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」において、平成 26 年度から調査方法等を変更したため指標なし。						

施策・指標に関するグラフ・図等



出典：「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

達成手段  
(事業)

名称 (開始年度)	平成 27 年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
青少年を取り巻く有害環境対策の推進 (平成 16 年度)	41	0070
平成 26 年度評価書 からの変更点	○達成目標 2 から達成目標 3 に変更。 ○①、②の指標名を一部変更。 ○携帯電話・スマートフォンの所有者のうち、スマートフォンを所有する割合と施策の推進を阻害する外部要因を参考指標として追加。	

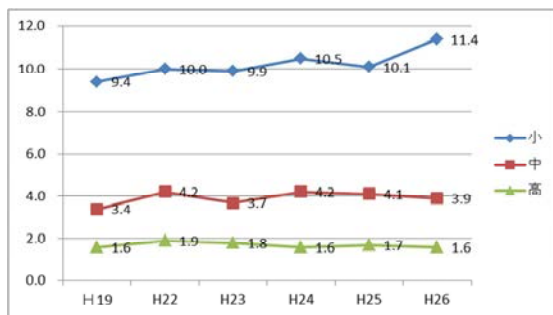
達成目標 4	地域における子供の読書活動を推進するための環境を整備し、子供が自主的に読書活動を行えるようになる。						
達成目標 4 の 設定根拠	子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるため、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進することが極めて重要である。そのため、「子供の読書活動の推進に関する法律」及び同法に基づく「第 3 次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成 25 年 5 月閣議決定)に基づき、地域における子供の読書活動を推進するための環境を整備し、子供が自主的に読書活動を行えるようになる必要がある。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①子供の 1 か月の読 書量の増加	(小学校)9.4 冊 (中学校)3.4 冊 (高等学校)1.6 冊	(小学校)10.0 冊 (中学校)4.2 冊 (高等学校)1.9 冊	(小学校)9.9 冊 (中学校)3.7 冊 (高等学校)1.8 冊	(小学校)10.5 冊 (中学校)4.2 冊 (高等学校)1.6 冊	(小学校)10.1 冊 (中学校)4.1 冊 (高等学校)1.7 冊	(小学校)11.4 冊 (中学校)3.9 冊 (高等学校)1.6 冊	対前年度増
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	
目標値の 設定根拠	「第 3 次子供読書活動の推進に関する基本的な計画」において、子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであると述べられており、子供の読書を社会全体で積極的に支えるため。						



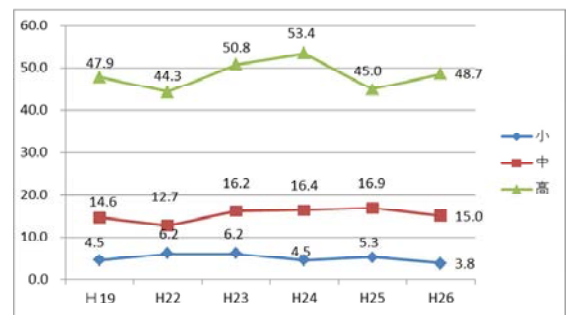
②子供の不読率（※1か月に一冊も本を読まなかった人の割合）の減少	19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度
	(小学校)4.5% (中学校)14.6% (高等学校)47.9%	(小学校)6.2% (中学校)12.7% (高等学校)44.3%	(小学校)6.2% (中学校)16.2% (高等学校)50.8%	(小学校)4.5% (中学校)16.4% (高等学校)53.2%	(小学校)5.3% (中学校)16.9% (高等学校)45.0%	(小学校)3.8% (中学校)15.0% (高等学校)48.7%	(小学校)3% (中学校)12% (高等学校)40%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	「第3次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成25年5月閣議決定)において、不読率を平成29年までに小学校3%以下、中学校12%以下、高等学校40%以下にすることが明記されており、子供の自主的な読書活動が子供の健全な育成に資するため。					
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度
①市町村における「子供の読書活動推進計画」の策定状況	59.8% 市:76.4% 町村:45.3%	46.3%	53.8% 市:71.1% 町村:38.8%	59.8% 市:76.4% 町村:45.3%	市:79.8% 町村:50.5%	市:84.6% 町村:55.4%	市:100% 町村:70%以上
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	「第3次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成25年5月閣議決定)において計画策定率を平成29年までに市100%、町村70%以上にすることが明記されており、全国の各地方公共団体が、着実に子供の自主的な読書活動を支援することが必要であるため。					
参考指標	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
①全校一斉読書活動の実施状況	※隔年実施	(小学校)96.2% (中学校)87.5% (高等学校)41.1%	※隔年実施	(小学校)96.4% (中学校)88.2% (高等学校)40.8%	※隔年実施	(小学校)96.7% (中学校)88.3% (高等学校)42.9%	

施策・指標に関するグラフ・図等

(成果指標) 子供の1カ月の読書量の推移(冊)



(成果指標) 子供の不読率の推移(%)



出典:「学校読書調査」(全国学校図書館協議会・毎日新聞社)

達成手段  
(事業)

名称 (開始年度)	平成27年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
子どもの読書活動の推進事業 (平成23年度)	40	0069
平成26年度評価書 からの変更点	—	

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
		25年度	26年度	27年度	28年度要求額
<b>予算の状況</b> <b>【千円】</b> 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	9,482,332 ほか復興庁一括計 上分 0	9,461,865 ほか復興庁一括計 上分 324,468	9,505,892 ほか復興庁一括計 上分 0	10,621,257 ほか復興庁一括計 上分 0
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>
	補正予算	320,780 ほか復興庁一括計 上分 0	1,077,766 ほか復興庁一括計 上分 0	0 ほか復興庁一括計 上分 0	
		<0> ほか復興庁一括計 上分 0	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	
	繰越し等	△251,884 ほか復興庁一括計 上分 0	△752,513 ほか復興庁一括計 上分 0		
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>		
	合計	9,551,228 ほか復興庁一括計 上分 0	9,787,118 ほか復興庁一括計 上分 324,468		
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>		
	執行額	9,523,093 ほか復興庁一括計 上分 0	9,742,490 ほか復興庁一括計 上分 324,205		
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<現状通り>0> ほか復興庁一括計 上分<0>		
	<b>施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</b>				
	名称	年月日	関係部分抜粋		
子ども・若者ビジョン	平成 22 年 7 月 23 日	(達成目標 (1)) 第3 子供・若者等に対する施策の基本的方向 1 全ての子供・若者の健やかな成長を支援する (1) 子供・若者の自己形成支援 ② 多様な活動機会の提供 (集団遊びの機会の確保) 集団遊びの場の確保や、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、レクリエーション等の機会を提供する取組を推進します。 (地域等での多様な活動) 様々な場における、環境学習、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進します。  3 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する (1) 環境整備 ①家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築 iii 放課後の居場所や様々な活動の場づくり			

		<p>(体験・交流活動等の場づくり)</p> <p>子供・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等の整備や地域密着型スポーツクラブの育成・充実を推進するとともに、自然公園、河川や海岸などの水辺空間、森林を保全・整備します。</p> <p>(達成目標 (2)) P6 2-6 行</p> <p>第3 子供・若者等に対する施策の基本的方向</p> <p>1 全ての子供・若者の健やかな成長を支援する</p> <p>(1) 子供・若者の自己形成支援</p> <p>② 多様な活動機会の提供 (多様な価値観に触れる機会の確保等)</p> <p>インターネットを利用した調べ学習や、国際交流などを通して、普段の生活の場を超えた多様な価値観に触れるとともに、情報機器を用いて世界の人々と継続的なコミュニケーションが取れるようになるための支援を充実させます。</p> <p>(2) 子供・若者の社会形成・社会参加支援</p> <p>② 社会参加の促進 (国際交流活動)</p> <p>若者の国際理解や国際的視野の醸成、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招へい・派遣等を通じた国際交流や異文化体験の機会の提供を行います。</p> <p>(達成目標 (3))</p> <p>3 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する</p> <p>(1) 環境整備</p> <p>⑤ 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応 (青少年インターネット環境整備法の的確な施行等)</p> <p>いわゆる「青少年インターネット環境整備法」1に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の取組の支援等の関連施策を推進します。また、インターネット上の違法情報・有害情報の把握に努め、これらの情報に起因した悪質な違法行為について積極的に取締りを進めるとともに、プロバイダ、サイト管理者等に対し、削除等の依頼を積極的に行います。さらに、インターネットで閲覧・視聴可能なものに限らず、青少年に有害な情報に対する自主規制等の取組の促進を図ります。また、ゲーム等の利用に係る親子のルールづくり等家庭における取組を支援します。 (携帯電話等をめぐる問題への取組)</p> <p>携帯電話の利用実態の把握、学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化、社会全体で見守る体制づくりを推進します。</p> <p>(達成目標 (4))</p> <p>第3 子供・若者等に対する施策の基本的方向</p> <p>1 全ての子供・若者の健やかな成長を支援する</p> <p>(1) 子供・若者の自己形成支援</p> <p>② 多様な活動機会の提供 (読書活動の推進)</p> <p>国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるため、子供の読書活動を推進します。</p>
--	--	--

<p>中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」</p>	<p>平成 25 年 1 月 21 日</p>	<p>(達成目標 (1))</p> <p>1 今なぜ青少年の体験活動か (体験活動の機会の創出)</p> <p>○ 体験活動は人づくりの“原点”であるとの認識の下、未来の社会を担う全ての青少年に、人間的な成長に不可欠な体験を経験させるためには、教育活動の一環として、体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている。</p> <p>(達成目標 (2))</p> <p>5 グローバル化に対応した国際交流の推進について</p> <p>○ グローバル化に伴い、人・モノや様々な文化・価値観等が国境を越えて流動化しつつある今日の社会においては、青少年に自分の意見を正々堂々と述べたり、異なる文化や価値観による考え方を受け入れたりすることができる能力や態度を育成する必要がある。また、世界で生じている課題と自分の生活との結びつきを理解し、多様な立場の人と共に問題解決に向けた行動ができる力が求められている。</p> <p>○ 国際社会で活躍できる能力・感覚を育成するためには、青少年が異なる文化や習慣を持つ人々と意見交換や討論を行うほか、寝食を共にしたり、様々な活動を協力して実施したりするなどの国際交流体験を積むことが必要不可欠である。</p>
<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画</p>	<p>平成 21 年 6 月 30 日 (第 1 次)、 平成 24 年 7 月 6 日 (第 2 次) 平成 27 年 7 月 31 日 (第 3 次)</p>	<p>(達成目標 (3))</p> <p>第 2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項</p> <p>1. 学校における教育・啓発の推進</p> <p>(3)学校における啓発活動の推進</p> <p>学校における教育をサポートする啓発資料の作成・提供や、官民連携して青少年・教職員・保護者等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を実施するとともに、学校における保護者等に対する効果的な説明の機会を活用した啓発活動の実施を推進する。</p>
<p>子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画</p>	<p>平成 14 年 8 月 2 日 (第一次) 平成 20 年 3 月 11 日 (第二次) 平成 25 年 5 月 17 日 (第三次)</p>	<p>(達成目標 (4))</p> <p>第 4 章 子供の読書活動の効果的な推進に必要な事項</p> <p>1. 推進体制等</p> <p>(1) 国における子供の読書活動推進体制</p> <p>本計画を効果的に推進していくため、国は、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携を更に強化し、子供の読書活動を推進するための方策の効果的な推進を図る。また、これらの機関の活動の円滑化を図るため、子供の読書活動を推進するための関連情報を広く収集・提供するよう努める。</p> <p>子供の読書活動の状況について、不読率は、平成 27 年 4 月現在、小学生 3.8%、中学生 15.0%、高校生 48.7%となっているが、平成 34 年までに不読率を半減(平成 34 年度：小学生 2%以下、中学生 8%以下、高校生 26%以下)させることを目標に、本計画においては、おおむね 5 年後に、小学生は 3%以下、中学生は 12%以下、高校生は 40%以下とすることを目指す。</p> <p>あわせて、読書の量を増やすことのみならず、子供の読書の幅を広げ、読書の質を高めていくことが必要である。</p> <p>(2) 地域における子供の読書活動推進体制</p> <p>推進法第 9 条の規定により、都道府県及び市町村は、それぞれ、都道府県推進計画又は市町村推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。平成 23 年度末時点で、都道府県推進計画は、全都道府県において策定されており、</p>

		<p>域内の子供の読書活動の推進の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しが進められている。</p> <p>他方、市町村推進計画の策定率は、<b>69.1%</b>（市の策定率は<b>84.6%</b>、町村は<b>55.4%</b>）（平成<b>26</b>年度末）となっており、地域における取組の差が顕著である。このため、未策定の市町村は、地域の実情を踏まえつつ、本計画及び都道府県推進計画を基本として、市町村推進計画を策定するよう努める。</p> <p>国及び都道府県は、本計画期間中に、市にあっては<b>100%</b>、町村にあっては<b>70%</b>以上の地方公共団体において市町村推進計画が策定されるよう促す。</p> <p>また、都道府県及び市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画において、子供の読書活動の推進について、可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況等に関し点検及び評価を行うよう努める。</p>
--	--	--

### 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

#### （達成目標（1））

①学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供（小学1年生～6年生）の割合

調査名：「青少年の体験活動等に関する実態調査」

作成：独立行政法人国立青少年教育振興機構（24年度調査公表時期：26年3月）

所在：国立青少年教育振興機構ホームページ（URL：<http://www.niye.go.jp/>）

調査母数：平成21年度（小学生：16,717名）、平成22年度（小学生：16,288名）、平成24年度（小学生：15,857名）

②青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みに参加した青少年の数

文部科学省調べ

③「子どもゆめ基金」事業への応募件数(採択件数)

独立行政法人国立青少年教育振興機構調べ

④宿泊を伴う体験活動を実施している公立小学校の割合

文部科学省調べ「学校における体験活動の実施状況」

調査母数：平成22年度：20,362校、平成23年度：21,431校、平成24年度：21,166校、平成25年度：20,836校

⑤体験活動の効果

調査名：「子どもの体験活動の実態に関する実態調査」

作成：独立行政法人国立青少年教育振興機構（平成22年10月公表）

所在：国立青少年教育振興機構ホームページ（URL：<http://www.niye.go.jp/>）

調査母数：20代～60代の成人5,000人

#### （達成目標（2））

①事業に参加し交流を行った日本の青少年の外向き志向（0,1,2,3の4段階評価平均値）の増加率

文部科学省調べ

②事業に参加し交流を行った日本の青少年及び青少年指導者数 文部科学省調べ

③青少年及び青少年指導者に国際交流の機会を提供する事業数 文部科学省調べ

④「国際的な視野」を身に付けていると思うと答えた各国の割合（平成25年度）

調査名：「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（平成25年度）

作成：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

調査時期：平成25年11月～12月

所在：内閣府ホームページ（URL：[http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/thinking/h25/pdf\\_index.html](http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/thinking/h25/pdf_index.html)）

調査母数：グラフ内に記載

#### （達成目標（3））

①インターネット利用に関する家庭のルールを決めている割合、②青少年の携帯電話等のフィルタリング等の利用率

調査名：「平成26年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

作成：内閣府（作成又は公表時期：27年2月）

対象期間：平成 26 年 11 月 8 日～12 月 7 日

所在：内閣府ホームページ（URL：[http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai\\_list.html](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html)）

調査母数：平成 21 年度（青少年：2,000、保護者：2,000）、平成 22 年度（青少年：2,000、保護者：2,000）、平成 23 年度（青少年：3,000、保護者：3,000）、平成 24 年度（青少年：3,000、保護者：3,000）、平成 25 年度（青少年：3,000、保護者：3,000）、平成 26 年度（青少年：5,000、保護者：5,000）（名）

③青少年の有害環境対策の普及啓発事業の実施箇所数

文部科学省調べ

（達成目標（4））

①子供の不読率（※1か月に一冊も本を読まなかった人の割合）の減少、②子供の1か月の読書量の増加

調査名：第 60 回学校読書調査

作成：（公社）全国学校図書館協議会、毎日新聞社（対象期間：平成 26 年 5 月）

調査母数：第 55 回（小：3,352、中：3,235、高：3,977）、第 56 回（小：2,866、中：3,394、高：4,226）、第 57 回（小：2,569、中：3,316、高：4,124）、第 58 回（小：3,259、中：3,542、高：4,512）、第 59 回（小：3,066、中：3,388、高：4,555）、第 60 回（小：4,179、中：4,499、高：4,065）（名）

③市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況 文部科学省調べ

④全校一斉読書活動の実施状況

文部科学省調べ「学校図書館の現況に関する調査」

有識者会議での  
指摘事項

—

主管課（課長名）

生涯学習政策局 青少年教育課（泉 潤一）

評価実施予定時期

平成 28 年度、平成 31 年度

## 平成 25 年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 25-2-3)

<b>施策名</b>	青少年の健全育成
<b>施策の概要</b>	青少年が抱える現代的な課題を踏まえ、主体性や規範意識を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や国際交流、青少年を取り巻く有害環境対策、子供の読書活動等を推進する。

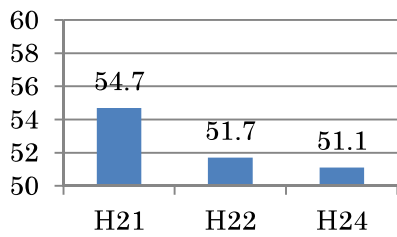
<b>達成目標 1</b>	青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が多様な体験活動を経験できる体制を整備し、体験活動の機会が増加する。							
<b>成果指標 (アウトカム)</b>	基準値	実績値					目標値	25 年度 達成
	19 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	
① 学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供(小学 1 年生～6 年生)の割合(対前年度比)	61.0%	-8.6% (54.7%)	-3.0% (51.7%)	- ※隔年実施	-0.6% (51.1%) ※22 年度比	- ※隔年実施	前年同～ 10%増	.
年度ごとの目標値	/						/	
<b>活動指標 (アウトプット)</b>	基準値	実績値					目標値	25 年度 達成
	24 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	
② 青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みに参加した青少年の数の増加	12 人	-	-	-	12 人	71 人	50 人	達成・ 未達成
年度ごとの目標値	/						/	
<b>参考指標</b>	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度		
③ 「子供ゆめ基金」事業への応募(採択件数)	2,831 件 (2,183 件)	2,833 件 (2,218 件)	2,442 件 (2,068 件)	4,372 件 (3,501 件)	4,665 件 (3,433 件)	4,646 件 (3,517 件)	/	
④ 宿泊を伴う体験活動を実施している公立小学校の割合(%)	-	-	90.3%	91.9%	93.7%	-	/	

**【目標・指標の設定根拠等】**

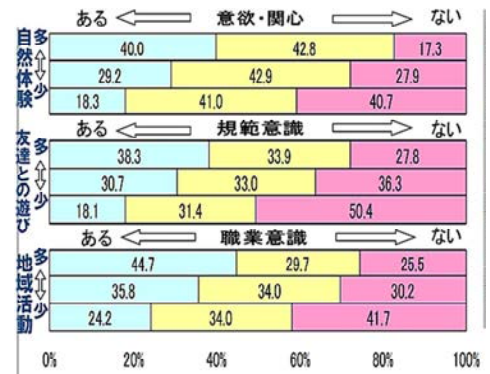
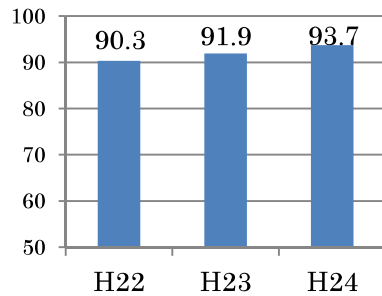
中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」(平成 25 年 1 月)において、子供の頃の体験が豊富な人ほど、規範意識・人間関係能力・文化的な作法や教養・意欲関心等が高い傾向にあること等を踏まえ、人づくりの「原点」である体験活動の機会を社会総ぐるみで意図的・計画的に創出し、青少年の体験活動の機会を増加させる必要がある。

**【施策・指標に関するグラフ・図等】**

学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供（小学1年生～6年生）の割合（％）



宿泊を伴う体験活動を実施している公立小学校の割合（％）



達成目標 2	平成 21 年 4 月 1 日より施行されている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を踏まえ、青少年が携帯電話等をめぐる有害環境から守られる。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	25 年度 達成
	21 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	
① 青少年の携帯電話のフィルタリングの利用率	48.2%	48.2%	59.6%	59.7%	63.5%	55.2%	対前年度増	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値								
② 携帯電話・PHS を利用する際のルールを決めている家庭の割合	74.0%	74.0%	80.9%	76.7%	66.6%	67.0%	対前年度増	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値								
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	25 年度 達成
	21 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	28 年度	
③ 青少年の有害環境対策における全国の普及啓発事業の累計実施数（箇所）	25 箇所	25 箇所	29 箇所	32 箇所	35 箇所	37 箇所	47 箇所	-
年度ごとの目標値								
参考指標	-	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度		
④ 保護者のフィルタリング認知度		66.7%	67.9%	73.5%	72.2%	69.7%		

【目標・指標の設定根拠等】

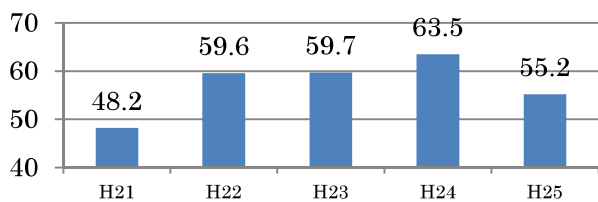
スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムや、有害サイトを通じた犯罪等が問題となっていることを踏まえ、法（※）及び法に基づく基本計画等に基づき、フィルタリング利用の徹底や家庭におけるルールづくりの推奨を含めた保護者への普及啓発等を通じて、青少年がインターネットを適切に利用できるようにすることが必要である。

※青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号)

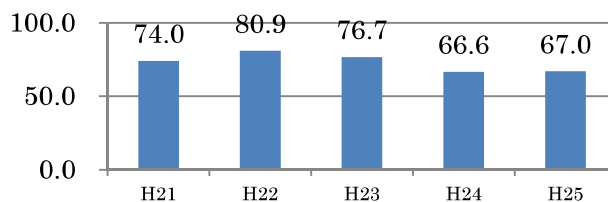


【施策・指標に関するグラフ・図等】

青少年の携帯電話のフィルタリングの利用率 (%)



携帯電話・PHSを利用する際のルールを決めている家庭の割合 (%)



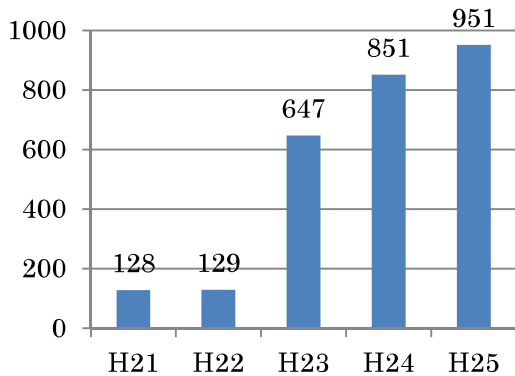
達成目標 3	国際化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していく意識が高まる。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	25年度 達成
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
① 事業に参加し交流を行った日本の青少年の外向き志向 (0,1,2,3,の4段階評価平均値)の増加率	10.6%	—	—	—	10.6%	10.1%	0より上 ~10%	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値								
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	25年度 達成
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
② 事業に参加し交流を行った日本の青少年及び青少年指導者数	122人	128人	129人	647人	851人	951人	対前年度 増	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値								
③ 青少年や青少年指導者に国際交流の機会を提供する事業数	8	8	8	15	15	15	同数以上	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値								
参考指標	日本	ドイツ	スウェーデン	英国	アメリカ	フランス	韓国	
④ 「国際的な視野」を身につけていると思うと答えた各国の割合 (平成25年度)	24.3%	69.6%	61.0%	56.5%	49.3%	35.9%	34.1%	

【目標・指標の設定根拠等】

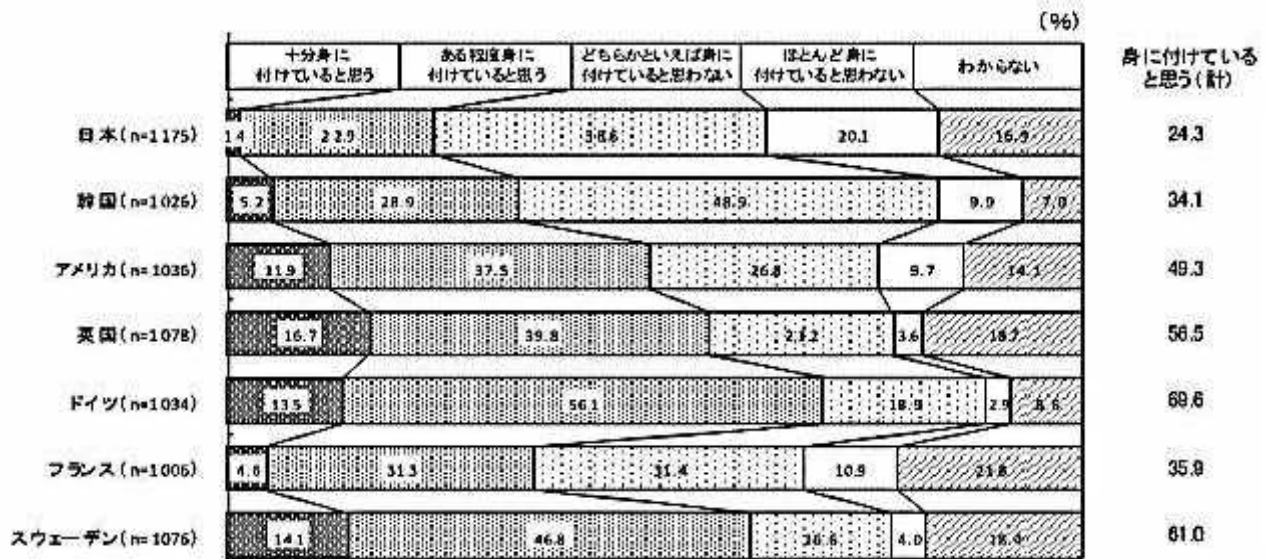
国際化が進展する中、中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」（平成 25 年 1 月）において若者の「内向き志向」が指摘されていること等を踏まえ、青少年に対して国際交流体験の機会を提供し、国際的な視野を広げることが必要である。

【施策・指標に関するグラフ・図等】

事業に参加し交流を行った日本の青少年及び青少年指導者数



「国際的な視野」を身につけていると思うと答えた各国の割合（H25）



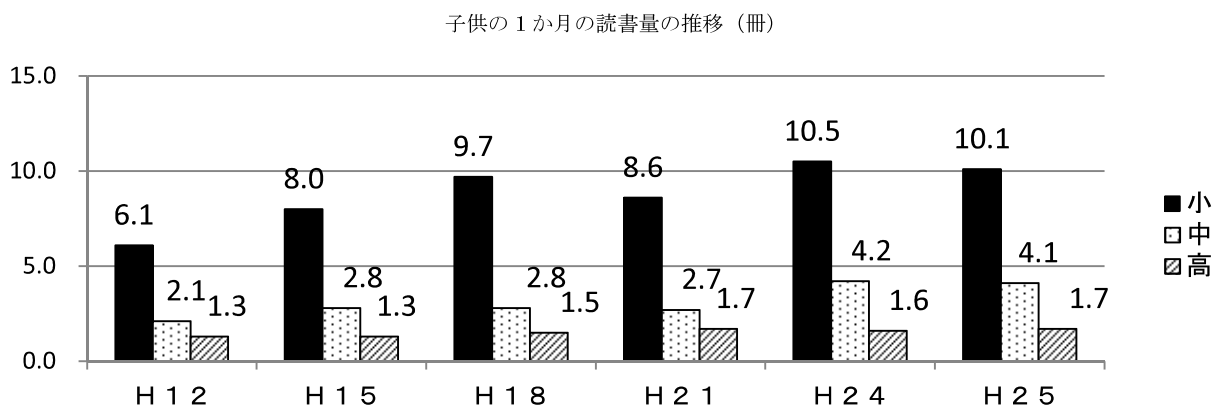
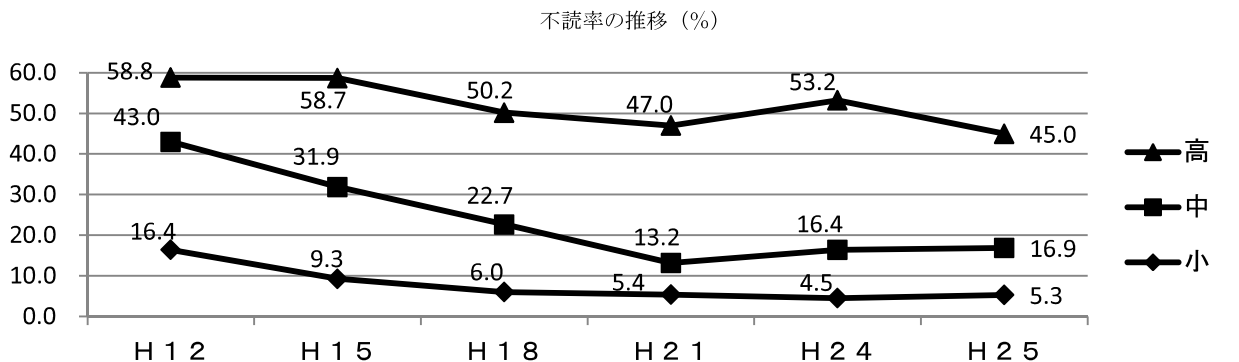
達成目標 4	地域における子供の読書活動を推進するための環境を整備し、子供が自主的に読書活動を行えるようになる。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	25年度 達成
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度	
①子供の不読率（※1か月に一冊も本を読まなかった人の割合）の減少	(小学校)4.5% (中学校)14.6% (高等学校)47.9%	(小学校)5.4% (中学校)13.2% (高等学校)47.0%	(小学校)6.2% (中学校)12.7% (高等学校)44.3%	(小学校)6.2% (中学校)16.2% (高等学校)50.8%	(小学校)4.5% (中学校)16.4% (高等学校)53.2%	(小学校)5.3% (中学校)16.9% (高等学校)45.0%	(小学校)3% (中学校)12% (高等学校)40%	-

②子供の1か月の読書量の増加	(小学校)9.4冊 (中学校)3.4冊 (高等学校)1.6冊	(小学校)8.6冊 (中学校)2.7冊 (高等学校)1.7冊	(小学校)10.0冊 (中学校)4.2冊 (高等学校)1.9冊	(小学校)9.9冊 (中学校)3.7冊 (高等学校)1.8冊	(小学校)10.5冊 (中学校)4.2冊 (高等学校)1.6冊	(小学校)10.1冊 (中学校)4.1冊 (高等学校)1.7冊	対前年度増	-
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	25年度達成
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度	
③市町村における「子供の読書活動推進計画」の策定状況	59.8% 市:76.4% 町村:45.3%	43.0%	46.3%	53.8% 市:71.1% 町村:38.8%	59.8% 市:76.4% 町村:45.3%	市:79.8% 町村:50.5%	市:100% 町村:70%以上	-
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参考指標		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
④全校一斉読書活動の実施状況		※隔年実施	(小学校)96.2% (中学校)87.5% (高等学校)41.1%	※隔年実施	(小学校)96.4% (中学校)88.2% (高等学校)40.8%	※隔年実施		

【目標・指標の設定根拠等】

「子供の読書活動の推進に関する法律」及び同法に基づく「第3次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成25年5月閣議決定)に基づき、地域における子供の読書活動を推進するための環境を整備し、子供が自主的に読書活動を行えるようになる必要がある。なお、指標①、③については、同計画においても目標とされている。

【施策・指標に関するグラフ・図等】



主な達成手段 (事業・税制措置・諸会議等)								
名称 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初 予算額	概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)	26年度 (百万円)				
体験活動推進プロジェクト等の充実 (平成23年度)	108 (152)	116 (103)	69 (54)	54	青少年の体験活動の推進を図るため、家庭や企業などへの普及啓発に取り組むとともに、企業CSRシンポジウム等を実施する。また、防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進する。	1-①	0068	青少年課
青少年の国際交流(平成14年度)	139 (126)	139 (134)	151 (157)	150	青少年国際交流推進事業、青少年教育施設を活用した国際交流事業、国際社会で活躍できる青少年を育む国際交流事業を実施する。	3-① ~③	0069	参事官 (青少年健全育成 担当)付
国立青少年教育施設の在り方検討経費(平成23年度)	6(5)	5(5)	21(18)	11	独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設に「新たな管理運営」について試行的に実施するとともに、民間資金活用の導入等に必要な基本的な調査等を行うことにより、今後の国立青少年教育施設の在り方について検討を進めることを目的とする。	1-① ~② 3-① ~③ 4-① ~②	0070	青少年課
子供の読書活動推進事業(平成23年度)	44 (33)	39 (19)	39 (27)	47	学校、図書館、読書ボランティア団体等によるネットワークの構築を促進するため、「子供の読書活動推進ネットワークフォーラム」を全国で開催する。また、国民の間に広く子供の読書活動について関心と理解を深め、子供の読書活動を推進することを目的に、「子供読書の日」を広く周知する。	4-① ~②	0071	青少年課
青少年を取り巻く有害環境対策の推進(平成16年度)	101 (74)	60 (22)	65 (61)	38	インターネット上の有害情報等から青少年を守るため、関係府省庁やPTA等と連携しつつ、保護者及び青少年に直接働きかける啓発と教育活動を総合的に推進する。	2-① ~③	0072	参事官 (青少年健全育成 担当)付

(参考) 関連する独立行政法人の事業

独立行政法人の事業名	25年度 予算額計 (百万円)	26年度 当初予算額 (百万円)	事業概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート 番号	担当課
独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金に必要な経費(平成18年度)	8,939 (8,939)	9,162	文部科学大臣が定める中期目標を達成するため、法人が作成する中期計画に基づき、下記の業務を実施する。 ①青少年教育指導者等に対する研修 ②施設を青少年及び青少年教育指導者等の研修利用に供するとともに、当該研修利用に指導及び助言を行う ③青少年教育に関する関係機関・団体等との連携を促進する ④青少年教育に関する基礎的・専門的な調査及び研究を実施する ⑤青少年教育に関する団体が行う活動に対する助成金の交付を行う	1-①~② 3-①~③ 4-①	0073	青少年課

独立行政法人国立青少年 教育振興機構施設整備に 必要な経費(平成 18 年度)	519 (224)	0	中期目標に定める長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施を達成するため、法人が作成する中期計画に基づき、施設・整備に係る下記の事項を実施する。 ①施設・設備に関する保守・管理の長期的な計画を策定し、当該計画に基づく保守・管理を行うとともに、利用者が安心・安全に体験活動ができる環境の整備及び自然災害等への対応の観点から、必要な施設・設備の改善等を計画的に進める。 ②利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進める。特に幼児・高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、関係法令等を踏まえつつ、計画的な施設整備を進める。	1-①~② 3-①~③ 4-①~②	0074	青少年課
---	--------------	---	--	-------------------------	------	------

### 施策目標に関する評価結果

#### ○目標達成度合いの測定結果

目標超過達成／達成／**相当程度進展有り**／進展が大きくない／目標に向かっていない

#### (判断根拠)

達成目標 2-①については未達成であるが、達成目標 2-②と達成目標 3 については達成されていることから、目標達成度合いは相当程度進展ありと判断できる。

#### ○施策の分析

##### 【達成目標 1】

##### (必要性の観点)

「今後の青少年の体験活動の推進について」（平成 25 年 1 月 21 日中央教育審議会答申）において、人づくりの「原点」である体験活動の機会の減少という課題に対応するため、学校・家庭・地域が連携し、社会総ぐるみで、青少年の体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことの必要性が提言されている。また、「第 2 期教育振興基本計画」（平成 25 年 6 月 23 日閣議決定）等においても、国は、青少年の体験活動を推進していくこととされている。

社会総ぐるみで青少年の体験活動を推進していくためには、国や地方公共団体のほか、学校・家庭・民間団体・民間企業等がそれぞれの立場で自らの役割を果たせるよう、青少年の体験活動の重要性等について普及啓発等を行う必要がある。

##### (有効性の観点)

全国に拠点を持つ組織に委託を行い、フォーラム等を通じて、体験活動についての全国的な普及啓発を行った。

また、防災教育の観点から地域の関係者が連携して体験活動を推進する事業を行い、その効果・成果については、都道府県ごとにフォーラムを実施するなど、広く普及を行った。

加えて、企業が社会貢献活動の一環として行っている体験活動の実践事例等を全国に普及するとともに、優れた取組を行っている企業を表彰することにより、企業の社会貢献活動を通じた体験活動の普及啓発を行った。

さらに、青少年の体験活動の評価・検証制度に関する調査研究において、先行事例を参考に試行事業を行い、修了者を表彰するとともに、シンポジウム等を通じて普及を行った。

上記の各事業の実施等により、青少年の体験活動の機会の増加に貢献したと考えられる。

### (効率性の観点)

支出先の選定に当たっては、十分な公告期間を確保した上で公募(企画競争)を実施しており、その妥当性や競争性を確保した。また、担当者へのヒアリングを行い、適正な事業実施がなされているかを確認することを通して、事業経費の費目・使途が合理的なものになるように努めた。

### 【達成目標2】

#### (必要性の観点)

「第2次青少年インターネット環境整備基本計画」(平成24年7月6日子供・若者育成支援推進本部決定)において、「保護者が、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、学校、地域社会などにおいてインターネット上の有害情報、青少年に対する危険性や、それらの問題への対応方法について保護者に対する啓発活動を実施・支援する」ことが定められていることから、インターネットの安全・安心な利用方法の普及啓発事業を、保護者等に対して実施する必要がある。また、コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果(警察庁)では、平成22年以降、被害児童の9割が「フィルタリング未加入」であることが明らかになっていることから、青少年をインターネット上の有害情報から守るため、フィルタリングの利用を促す必要がある。

#### (有効性の観点)

スマートフォンを所有する青少年の割合が増加(平成24年度36%から平成25年度56.8%)するなど、新たな情報機器の急速な普及に対応するため、PTAや関係機関等と連携し学習・参加型のシンポジウムを開催する「ネットモラルキャラバン隊」により、保護者への普及啓発を図った。

また、先進的な取組を支援する「地域における有害情報対策の推進」等の実施により、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりに努めた。

さらに、平成26年2月には、青少年が初めてスマートフォン等の情報機器を手にする春の卒業・進学・入学の時期に特に重点を置き、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、PTAや地方自治体等の関係機関に協力を依頼するとともに、全国の高校新入学生全員にリーフレットを配布し、集中的な普及啓発を行った。

これらの全国的な取組(計画策定時から平成25年度までの累計37箇所)により、携帯電話等の利用方法についてルールを決めている家庭の割合を維持することができた。

#### (効率性の観点)

各事業における支出先の選定に当たっては、公募(企画競争)を実施しており、選定の競争性や公平性を確保するなど効率的に実施できるよう努めた。

また、受託先の多くは都道府県レベルの団体であるが、各市町村での出前講座の実施や事業成果をまとめた資料を共有するなど、その成果が県内に波及するよう取り組んでいる。

### 【達成目標3】

#### (必要性の観点)

国際化が進展する中、「今後の青少年の体験活動の推進について」(平成25年1月21日中央教育審議会答申)において若者の「内向き志向」が指摘されていること等を踏まえ、青少年の国際交流体験の機会を充実させることが必要である。

#### (有効性の観点)

日本の青少年に対して国際交流体験の機会を提供する事業を実施した結果、成果指標である「事業に参加し交流を行った日本の青少年の外向き志向の増加率」が上昇したことから、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していく意識が高まったと考えられる。

#### (効率性の観点)

青少年教育施設を中核とし、文部科学省関連施設を最大限に活用することで、限られた予算の中で効率的に事業を実施することができた。また、参加者から得た意見等を次年度以降に反映するなど、効率的に

事業を実施した。なお、支出先の選定に当たっては、公募（企画競争）を実施することで、競争性や公平性を確保し、実施場所の視察や担当者へのヒアリングを通して、適切に事業が実施されるよう努めた。

#### 【達成目標 4】

##### （必要性の観点）

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、子供の読書活動は、子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものである」とされている。このことを踏まえ、国民の間に広く子供の読書活動について関心と理解を深め、子供が自主的に読書活動を行うことができるよう、市町村における「子供の読書活動推進計画」の策定の促進や学校、民間団体、行政機関、学校図書館、地域の図書館等の子供の読書活動を推進する関係者間の人的ネットワークの構築を含む環境の整備を図り、不読率の改善や読書量の増加を図っていく必要がある。

##### （有効性の観点）

学校、図書館、ボランティア団体などの読書関係者のネットワークの構築を促すための「読書コミュニティ拠点形成支援事業」等の子供の読書活動を推進するための取組などを通じて、市町村における「子供の読書活動推進計画」の策定率が改善されるなど、子供が自主的に読書活動を行なえる環境整備について、一定の成果を上げていると考えられる。

##### （効率性の観点）

読書コミュニティ形成支援事業の委託に当たっては公募（企画競争）を実施しており、公平性と競争性を確保するなど効率的に実施できるよう努めた。

#### 【施策の総括的な分析】

##### （必要性の観点）

上述の法律・計画・答申等にある通り、青少年の健全な育成のため、以下の取組が必要である。

- ・社会総ぐるみで青少年の体験活動が推進されるよう、その重要性等について普及啓発等を行うこと。
- ・青少年がインターネットをめぐる有害環境から守られるよう、インターネットの安全・安心な利用方法について保護者等に普及啓発を行うこと。
- ・子供たちに国際的な視野を持たせるため、青少年の国際交流を推進すること。
- ・国民の間に広く子供の読書活動について関心と理解を深め、子供が自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を図ること。

##### （有効性の観点）

以下のとおり、青少年の健全育成のための取組はおおむね有効に実施されたと考えられる。

- ・青少年の体験活動について、全国的に普及啓発等を行った。実施に当たっては、フォーラムの開催等のほか、防災教育の観点から地域の関係者が連携した体験活動の推進、民間企業の社会貢献活動としての体験活動の表彰と普及、青少年の体験活動の評価・顕彰に関する調査研究等に取り組んだ。
- ・保護者等を対象に、インターネットの安心・安全な利用方法についての普及啓発事業を全国的に展開した（計画策定時から平成 25 年度までの累計 37 箇所）。
- ・日本の青少年に対して国際交流体験の機会を提供する事業を実施し、成果指標である「事業に参加し交流を行った日本の青少年の外向き志向の増加率」が上昇した。
- ・市町村における「子供の読書活動推進計画」の策定率が改善した。

##### （効率性の観点）

各事業の支出先の選定に当たっては、公募（企画競争）形式をとり、公平性等を確保した。実施場所の視察や担当者へのヒアリングを通して、事業経費の費目・使途が合理的なるように努めた。

##### （今後の課題）

- ・社会総ぐるみで青少年の体験活動の機会を提供していくため、その重要性等について、家庭・学校・青少年教育団体・NPO 等に一層の普及啓発等を行うとともに、相互の連携を促進する必要がある。

- ・青少年のインターネット利用については、スマートフォンなどの新たな情報通信機器の普及に伴い、長時間利用による生活リズムの乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害等が大きな問題となっていること等を踏まえ、一層効果的な取組の推進が求められる。
- ・国際化の進展等を踏まえ、引き続き、青少年の国際交流の推進が求められる。
- ・市町村子ども読書活動推進計画読書推進計画の策定率について、地域差が存在する。また、小中学生の不読率は改善が見られるものの、依然として、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向にある。

### ○次期目標・今後の施策等への反映の方向性

(達成目標 1)

引き続き、青少年の体験活動の機会の増加のため、全国的な普及啓発等を行うとともに、防災教育の観点に立った体験活動の推進、民間企業の社会貢献活動としての体験活動の表彰と普及、青少年の体験活動の評価・顕彰に関する調査研究を実施する。また、家庭・学校・青少年教育団体・NPO等の相互の連携を促進する。

(達成目標 2)

スマートフォンなどの新たな情報通信機器の普及に伴い、長時間利用による生活リズムの乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害等が大きな問題となっていること等を踏まえ、引き続き関係機関等と連携しながら、保護者等への普及啓発を実施し、フィルタリングの利用や家庭でのルールづくりを促すことにより、青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境づくりを推進する。

(達成目標 3)

青少年の国際交流の推進のため、引き続き、青少年教育施設を中核として、自治体・青少年団体・大学・企業等との連携を一層強化した取組を実施する。

(達成目標 4)

市町村における子供読書活動推進計画の策定状況の地域差等を踏まえ、特に町村に対する啓発を図る。また、小・中学生のほか、とりわけ不読率の高い高校生に関して、実態を十分に把握した上で読書活動の推進を図る。

#### 【具体的な概算要求の内容】(主なもの)

<新規要求・拡充事業(同額も含む)>

- ・青少年の体験活動の推進  
平成27年度概算要求額：55百万円
- ・青少年を取り巻く有害環境対策の推進  
平成27年度概算要求額：44百万円
- ・青少年の国際交流の推進  
平成27年度概算要求額：413百万円
- ・子供の読書活動の推進  
平成27年度概算要求額：47百万円

### 施策の予算額・執行額 (※政策評価調査に記載する予算額)

(単位：百万円)

区分		24年度	25年度	26年度	27年度要求額
予算の状況 (千円) 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	9,880,849 ほか復興庁一括計 上分 0	9,482,332 ほか復興庁一括計 上分 0	9,461,865 ほか復興庁一括計 上分 324,468	10,707,874 ほか復興庁一括計 上分 324,468
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>
	補正予算	△262,775 ほか復興庁一括計 上分 0	320,780 ほか復興庁一括計 上分 0	0	
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0>	



	繰越し等	165,074 ほか復興庁一括計 上分 0	△251,884 ほか復興庁一括計 上分 0		
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>		
	合計	9,783,148 ほか復興庁一括計 上分 0	9,551,228 ほか復興庁一括計 上分 0		
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>		
執行額（千円）		9,708,827 ほか復興庁一括計 上分 0	9,523,093 ほか復興庁一括計 上分 0		
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		
名称	年月日	関係部分抜粋
子供・若者ビジョン	平成 22 年 7 月 23 日	(達成目標 (1)) P5 24-29 行,P17 5-9 行 (達成目標 (2)) P19 21 行,P20 2 行 (達成目標 (3)) P6 2-6 行 ,P7 31-34 行
中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」	平成 25 年 1 月 21 日	(達成目標 (1)) (達成目標 (3))
青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画	平成 21 年 6 月 30 日 (第 1 次), 平成 24 年 7 月 6 日 (第 2 次)	(達成目標 (2))
子供の読書活動の推進に関する基本的な計画	平成 14 年 8 月 2 日 (第一次) 平成 20 年 3 月 11 日 (第二次) 平成 25 年 5 月 17 日 (第三次)	(達成目標 (4))
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		
(達成目標 (1))		
①学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供（小学 1 年生～6 年生）の割合 調査名 : 「青少年の体験活動等に関する実態調査」 作成 : 独立行政法人国立青少年教育振興機構（24 年度調査公表時期：26 年 3 月） 所在 : 国立青少年教育振興機構ホームページ（URL： <a href="http://www.nive.go.jp/">http://www.nive.go.jp/</a> ）		
②青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みに参加した青少年の数 文部科学省調べ		
③「子供ゆめ基金」事業への応募件数(採択件数) 独立行政法人国立青少年教育振興機構調べ		
(達成目標 (2))		
①青少年の携帯電話のフィルタリングの利用率、②携帯電話・PHS を利用する際のルールを決めていない家庭の割合 調査名 : 「平成 25 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」 作成 : 内閣府（作成又は公表時期：26 年 2 月） 対象期間：平成 25 年 11 月 9 日～12 月 8 日） 所在 : 内閣府ホームページ（URL： <a href="http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-jittai/pdf/kekka.pdf">http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-jittai/pdf/kekka.pdf</a> ）		

③青少年の有害環境対策の普及啓発事業の実施箇所数

文部科学省調べ

④保護者のフィルタリング認知度

(達成目標 (3))

①事業に参加し交流を行った日本の青少年の外向き志向 (0,1,2,3 の4段階評価平均値) の増加率

②事業に参加し交流を行った日本の青少年及び青少年指導者の増加率(前年度比)

③青少年及び青少年指導者に国際交流の機会を提供する事業数

④「国際的な視野」を身につけていると思うと答えた各国の割合 (平成 25 年度)

調査名 : 「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」 (平成 25 年度)

作成 : 内閣府政策統括官 (共生社会政策担当)

調査時期 : 平成 25 年 11 月～12 月

所在 : 内閣府ホームページ (URL : [http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/thinking/h25/pdf\\_index.html](http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/thinking/h25/pdf_index.html))

(達成目標 (4))

①子供の不読率 (※1 か月に一冊も本を読まなかった人の割合) の減少、②子供の 1 か月の読書量の増加

調査名 : 第 59 回学校読書調査

作成 : (公社) 全国学校図書館協議会、毎日新聞社 (対象期間 : 平成 25 年 6 月)

②市町村における「子供読書活動推進計画」の策定状況

文部科学省調べ

有識者会議での  
指摘事項

- ・保護者への普及啓発に加えて、教育現場において児童・生徒に対して直接指導する施策などが必要ではないか。
- ・達成目標 1 の成果指標について、体験活動の日数 (3泊4日など) も指標に含まれないか検討していただきたい。

主管課 (課長名)

スポーツ・青少年局 青少年課 (泉 潤一)

関係課 (課長名)